

博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説 凡例

【シート1】

独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編集 令和7年3月24日版

No.1	作成・公開の目的と経過について	<p>文化財防災センターでは、令和4年度より「災害に対するミュージアム危機管理マニュアルの収集・分析事業に係る予備調査」事業を進めています。今回調査を進めるにあたり、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館、全国科学博物館協議会、一般社団法人全国美術館会議、全国歴史民俗系博物館協議会にご協力いただき、国内23館園の博物館から危機管理マニュアルをご提供頂きました。</p> <p>これらの危機管理マニュアルの記載内容を分析・整理するために、『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック』や『大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（平成31年、総務省消防庁）』等の掲載項目を抽出し、平時の“事前対策”と発災後の“応急対応”に分類した上、新たに“主要項目一覧”として整理しました（詳細はシート2～シート10「危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説」をご確認ください）。</p> <p>当センターでは今後も調査研究を継続し、本資料の更新を行う予定です。博物館が災害（地震、火災、風水害）に対する危機管理マニュアルを改訂ないし新たに策定する際にご参照いただくほか、日頃の防災活動にもご活用ください。</p>
No.2	主要項目一覧が対象としている災害（令和6年度現在）	地震、火災、風水害
No.3	参考資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック』基礎編・実践編・発展編（平成19年度・20年度・21年度／文部科学省発行／本資料では「文科省ガイドブック」と略します）【シート4～7のE列に抄録】</li> <li>大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁 平成31年／本資料では「消防計画作成ガイドライン（平成31年）」と略します）【シート4～7のF列に抄録】</li> <li>調査協力館の危機管理マニュアル【シート4～7のG列の記載例の参考】</li> <li>その他参考となる資料【シート4～7のH列】</li> </ol> <p>上記参考資料の解説等を文化財防災センターが転載・編集する際に○印を▶印で置換したり、1,2,3, ①,②,③といった番号を□や・で置換している場合があります。</p>
No.4	博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック	<p>文科省ガイドブックにおける解説で、特に断りのないものは、すべての博物館（科学博物館、歴史博物館、美術館、動物園、植物園、水族館等）共通の項目です。特定の博物館にのみあてはまる解説には、セル内の最初の行に「歴史博物館」、「動物園・植物園」等と記載しています。</p> <p>3冊はいずれも博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究報告書です。著者：文部科学省生涯学習政策局社会教育課、三菱総合研究所科学・安全政策研究本部社会安全マネジメントグループ 出版者：文部科学省</p> <p>基礎編（H19年度/2008年3月発行）  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h19/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h19/</a></p> <p>実践編（H20年度/2009年3月発行）  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h20/1409469.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h20/1409469.html</a></p> <p>発展編（H21年度/2010年3月発行）  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h21/1409564.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h21/1409564.html</a></p>
No.5	大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン	<p>東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況を踏まえ、新たに一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画作成を義務付ける消防法の一部を改正する法律が平成19年6月に成立・公布されました（総務省消防庁『消防の動き』平成20年11月号）。</p> <p><a href="https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/2008/">https://www.fdma.go.jp/publication/ugoki/2008/</a></p> <p>消防計画作成ガイドライン（平成31年）は、この改正に基づくもので、大規模・高層の防火対象物（たとえば階数が4階以下の防火対象物の場合、延べ面積5万㎡以上）を対象としています。対象とする災害は、「防火管理業務の対象となる災害である火災、地震その他の災害及び防災管理業務の対象となる災害である地震及び毒性物質の発散等による災害」（p.2）とされており、防災管理実施義務がある建物には、「在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な〔火災・地震以外の〕災害への対応」の記述のポイントとして、火災・地震時の通報連絡活動及び避難誘導活動に係る同ガイドラインの記述に準拠することを推奨しています（p.118）。</p> <p>すべての博物館が対象になるわけではありませんが、同ガイドラインには、中規模・小規模博物館の消防計画、危機管理マニュアルにも参考になる部分が多いと考えられます。</p> <p><a href="https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items45787/jieishobo3_4.pdf">https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items45787/jieishobo3_4.pdf</a></p> <p>このような理由から、本資料では、同ガイドラインにおける各種の解説等も抜粋して参考情報として転載しました。</p>
No.6	調査協力館の危機管理マニュアル	国内の博物館・美術館（23館園）から提供を受けた危機管理マニュアル
No.7	その他参考となる資料	ウェブ上で一般公開されている資料。URLは令和7年3月10日参照
No.8	消防計画と危機管理マニュアル	<p>文科省ガイドブックの基礎編の冒頭には、危機管理マニュアルに関し、「既に消防計画に定めている事項は、消防計画を基本として下さい。」(ii)と記され、また「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン 解説編」（文部科学省、令和3年6月）には、「危機管理マニュアルとは別に消防計画を策定してこれら〔火災予防対策〕を規定している場合には、危機管理マニュアル上は消防計画を参照する形とします（重複記載の必要はありません）。消防計画の内容を危機管理マニュアルに盛り込んで一体化させる場合には、火災予防のために実施すべき事項について危機管理マニュアルに具体的な内容を記載しましょう。」と記されています（p.29）。</p> <p>「暴風、豪雨、豪雪、地震、その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他の原因により生ずる被害」を或る博物館の消防計画が対象とすべき災害と規定し、それらに対する事前対策と応急対応を一つの消防計画に定めている事例はあります。他方、防火管理に係る消防計画と、防災管理に係る危機管理マニュアルを別個に設けている博物館は多いようです。</p> <p>本資料は、文科省ガイドブックと調査協力館マニュアルをもとに博物館の危機管理に関する主な項目（主要項目）を抽出し、また消防計画作成ガイドライン（平成31年）を参照しながら、防火対象物の防火・防災管理業務の概要も俯瞰するという構成を目指しました。ただし立項の仕方および階層構造はそれぞれ異なるため、整合性がとれていない部分もあるかと思えます。この点は改善を重ねていきます。お気づきになった点をご教示ください。</p>

No.9	本資料の活用の際の留意点	<p>消防計画作成ガイドライン（平成31年）においては「在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な〔火災・地震以外の〕災害への対応」の記述のポイントとして、火災・地震時の通報連絡活動及び避難誘導活動に準じて行うことを記載すると記されています。（p.118）</p> <p>他方、同ガイドラインは「大規模地震に対し必要となる応急対策を勘案すると、従来から対策が講じられている火災との比較において、活動項目や組織体制は共通する点が多いと考えられるものの、想定される被害の形態や影響範囲の違い等に起因して、具体的な活動内容には異なる点が存することに留意が必要である。」（p.7）としており、p.37にもその比較表が掲載されています。「具体的な活動内容には異なる点が存する」という点は、風水害をはじめとする他の災害への対策・対応についてもあてはまります。</p> <p>当資料に掲載されている解説や記載例を活用される際はこの点に留意するとともに、各館の実情に応じて適切な修正を加えていただくをお願いします。</p>
No.10	主要項目一覧の構成	
No.11	事前対策と応急対応	<p>上記参考資料に掲載されている主要項目を「事前対策」と「応急対応」に分け、それらの解説文等を一部転載して再構成しました。その際、「風水害が発生するおそれがある場合の対策」については、「事前対策」ではなく、「応急対応」に含めています。</p>
No.12	シートの全体構成	<p>シート1 博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説 凡例</p> <p>シート2 地震、火災、風水害の事前対策（概要版）</p> <p>シート3 地震、火災、風水害発生時の応急対応（概要版）</p> <p>シート4 地震、火災、風水害の事前対策（詳細版）</p> <p>シート5 地震発生時の応急対応（詳細版）</p> <p>シート6 火災発生時の応急対応（詳細版）ただしG列は令和7年度末に掲載予定</p> <p>シート7 風水害発生時の応急対応（詳細版）</p> <p>シート8 災害に備えた事前対策の一例（スキーム図）</p> <p>シート9 地震発生時の主な事象と応急対応の一例（フロー図）</p> <p>シート10 風水害発生前後の主な事象と応急対応の一例（フロー図）</p>
No.13	主要項目、解説、記載例、参考資料	<p>シート2～7のB列～D列は主要項目です。シート4～7のE列・F列は、それぞれ文科省ガイドブックと消防計画作成ガイドライン（平成31年）から転載した主要項目に関する解説です。G列は調査協力館の危機管理マニュアルを参考に文化財防災センターが編集した、主要項目に関する危機管理マニュアルの記載例です。E列はその他参考となる資料を掲載しています。</p>
No.14	概要版、災害に備えた事前対策（スキーム図）、災害発生時の主な事象と応急対応（フロー図）	<p>シート4～7はそれぞれかなりの情報量があり、全体の俯瞰が難しくなっています。そのため、解説部分等を抜いた概要版（シート2～3）、災害に備えた事前対策のスキーム図（シート8）、地震および風水害に関する応急対応のフロー図（シート9～10）を作成しました。</p>
No.15	文化財防災センターによる注記や関連項目の記載等	<p>①文化財防災センターによる注記は、【★注：〇〇】で表しています。</p> <p>②凡例のNo.11の通り、事前対策と応急対応に分けていますが、それら相互の関係が分かるように、関連項目の一部を再掲しています。また、たとえば、「地震特有の対策・対応」と言われているものでも、他の災害対策・対応の参考になるとと思われる項目はありますので、その場合は【★再掲：〇〇】と表記して再掲しています。</p> <p>③本資料内の参照すべき関連項目については、【★関連項目：〇〇】で表記しています。</p> <p>④「インフラ等の機能不全への対応＞記述内容の解説」等、階層構造は「&gt;」印で表しています。</p>
No.16	本資料における用語の選択	<p>本資料では、主に以下の用語を用いています。各館園の危機管理マニュアルの見直しで本資料を利用される際には、各館園の実情に即した用語に変更してください。</p>
No.17	危機管理マニュアル	<p>調査協力館においては、「危機管理マニュアル」という名称の採用が多かったことから、本資料でもこの用語を採用しています。</p>
No.18	館	<p>本資料は、文科省ガイドブックと同じく、自然植物園や動物園等も含む博物館（ミュージアム）を対象としています。博物館の略称は本来「館園」と記載すべきですが、本主要項目一覧では主に「館」と略しています。</p>
No.19	館内スタッフ（館内業務従事者）	<p>博物館では、総務部門、専門職員の部門、施設管理部門のスタッフだけでなく、警備、受付、インフォメーション、展示室内の監視、テナント運営等に従事する多くのスタッフが活動しています。雇用形態や業務委託等の形態はさまざまであり、またボランティアも館内で活動している事があります。この主要項目一覧では、便宜上このような人々を総称して、「館内スタッフ」と呼んでいます。「館内業務従事者」と呼ぶ場合もあります。</p>
No.20	滞留者、帰宅困難者、在館者等	<p>通常、博物館での観覧等を目的に来館し、在館する人々は来館者、入館者、観覧者等と呼ばれますが、災害時は事情が変わってきます。たとえば来館者が地震等によりすぐには帰宅できなくなる、あるいは博物館の近辺を通りかかった帰宅困難者を博物館が受け入れるような場合です。本資料ではこのような人々を内閣府（防災担当）の用語法に準拠して、滞留者、帰宅困難者、在館者と呼んでいます。</p>
No.21	博物館資料と資料	<p>博物館法における「博物館資料」は、博物館が収集し、保管（育成）し、又は展示する資料です。館種や収蔵品の違いに応じて、それらは「資料」「作品」「文化財」「文化資源」等とさまざまに呼ばれていますが、この主要項目一覧は、自然植物園や動物園もふくむすべての博物館を対象としているため、B列～D列では「博物館資料」ないし「資料」と呼んでいます。</p>
No.22	管理権原者、防火管理者等	<p>調査協力館の危機管理マニュアルにおいて、消防法、消防法施行令、消防法施行令規則に則って、管理権原者、防火管理者（防災管理実施義務のある大規模館では防災管理者等）の用語を用いている館もありますし、館で通常用いられている職名（館長、副館長、総務課長、学芸課長、☆リーダー等）を記載している館もあります。本資料の「調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした記載例」（G列等）では、これらの表現の統一を図っていません。</p>
No.23	館の責任者・所轄部署・現場担当者・共催者等との連絡調整・協議	<p>館の責任者・所轄部署・現場担当者・共催者等との連絡調整・協議は事前対策及び応急対応の随所で必要ですし、調査協力館のマニュアルにも、随所に記載されていますが、この主要項目一覧においては簡略な記載しか行っていません。</p>
No.24	臨時閉館、臨時休館等	<p>台風の接近等に伴い、館を閉める必要があるとき、それを臨時閉館と呼ぶ館がありますし、臨時休館と呼ぶ館もあります。本資料では便宜的に「臨時閉館（臨時休館）」と併記しています。</p>
No.25	館内アナウンス	<p>通常は放送設備を用いた音声の館内放送を意味することが多いですが、本主要項目一覧では、デジタルサイネージやホワイトボードによる掲示も含んでいます。地震発生時や停電時などに展示室のスタッフが在館者に肉声で伝える行為は、本資料では「呼びかけ」と称しています。</p>
No.26	通報連絡	<p>本資料において通報連絡は、消防機関や警察への「通報」、管理権原者、防火・防災管理者をはじめとする館内スタッフ、所轄部署、在館者への「連絡」を含むものとします。</p>
No.27	救出救護と応急救護	<p>総務省消防庁ガイドラインにおいて「救出救護」は「落下物・転倒物や閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護」（p.38）、「救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に関わる措置」（p.60）とされています。このうち「救護」は、「応急救護」ないし「応急手当」とも呼ばれています。本資料では、大地震発生時等において必要となる救出救護と、平常時の館の危機管理においても必要である応急救護、このふたつの用語を軸として構成しています。調査協力館の危機管理マニュアルにおいて後者は、「傷病者発生時の対応」とも呼ばれています。</p>